

# 社会福祉法人不二福祉事業会

## 旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人不二福祉事業会に勤務する職員及び役員・評議員の旅費の支給に関し必要事項を定めるものとする。

### (旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について旅程に応じ旅客運賃・特急料金により支給する。ただし、旅客区間の片道が100km未満の場合及び県内の旅行の場合については特急料金は支給しない。
- 3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、公用車が使用できなかった場合に、旅程に応じ1kmあたりの定額により支給し、その額は、ディーゼル車・軽自動車25円/1km、普通車33円/1kmとする。
- 5 宿泊料は、宿泊を命ぜられた旅行に於いて、一泊10,000円以内の範囲で宿泊の実費を支給する。ただし、研修会等で宿泊先が指定されている場合や、旅先でこの金額での宿がない場合は、この限りではない。
- 6 食卓料は、県外の宿泊旅行中において、定額により支給し、その額は、3,000円/1日とする。ただし、宿泊料に夕食代が含まれている場合は支給しない。

### (旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

### (旅費の精算)

第4条 旅費の精算は、実費の支出を証明するため、原則、出張命令簿に領収書の添付をしなければならない。

### (旅費の額)

第5条 旅費の額は、第2条によりそれぞれ計算した額の合計とする。

### (役員・評議員の旅費)

第6条 理事会・評議員会の出席にかかる旅費の支給については、1開催あたりの定額により支給しその額は、市内1,000円、市外2,000円とし、県外の場合は、その実費とする。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。